

令和 6 年 度 第 6 回 議 事 録

笠岡市農業委員会

6 . 9 . 1 0

第 6 回 笠岡市農業委員会議事録

1 招集日時 令和6年9月10日 午前9時30分

2 開会日時 令和6年9月10日 午前9時30分

3 閉会日時 令和6年9月10日 午前10時30分

4 出席、欠席、遅参または中途退場した委員の議席番号及び氏名

議席 番号	氏名	出欠等 の別	議席 番号	氏名	出欠等 の別
1	森井政紀	出	8	鹿嶋耕三	出
2	櫛田繁造	出	9	片岡芳和	出
3	仁井名雅子	出	10	大平貴之	出
4	梶田宏一	出	11	天野平之進	出
5	仁科智之	出	12	西江務	出
6	北村卓士	出	13	守屋映男	出
7	佐内繁文	出			

5 会議に出席した者

職名	氏名	職名	氏名
推進委員	馬上百生	推進委員	藤田潔
推進委員	奥野きたこ	推進委員	大平章之
推進委員	藤原美代子	推進委員	枝木俊彦
推進委員	畦崎友梨	推進委員	守屋芳明
推進委員	林和美	事務局長	木南達昭
推進委員	重見信夫	事務局次長	向原学
推進委員	有本正義	主事補	小川航平
推進委員	西山雅子	主事補	升谷公祐
推進委員	西江敬一		

	氏名		氏名
傍聴人			

6 提出議案

議案番号	議 題
議案第 21 号	農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
議案第 22 号	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
報告第 19 号	農地法施行規則該当転用届について
報告第 20 号	農作業等受委託契約書の受理について
報告第 21 号	解約証書の受理について
その他	

7 会議に付した議案の経過 別紙のとおり

8 会議録署名委員の氏名

笠岡市農業委員会長

2 番委員

3 番委員

事務局長	<p>おはようございます。</p> <p>ただ今から、令和6年度第6回の農業委員会を開催いたします。</p> <p>それでは、開会にあたりまして、会長から、一言ご挨拶をお願いいたします。</p>
会長	(会長あいさつ)
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>議事に入ります前に、本日の議事録署名人を2番櫛田委員、3番仁井名委員 よろしく申し上げます。</p> <p>それでは議案の審議へ移りたいと思います。</p> <p>会長、よろしくをお願いいたします。</p>
会長	<p>議案第21号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」ナンバー33号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ナンバー33号でございます。〇〇から、〇〇へ参ります3条の所有権移転 (売買)でございます。</p> <p>譲受人は、住宅建設予定の宅地とあわせて農地を購入するものです。</p> <p>申請地の一部は田となっておりますが、現況が畑であるため、トマトやにんじん、 なす等の野菜を栽培する予定です。譲受人は農業経験が無いため、営農 計画書の提出があります。申請地は飛び地ですが、農地間の距離は数百mほ どであるため、通作上の問題は無いと考えられます。農業には、妻と二人で 従事する予定です。また、農機具は噴霧機を所有しており、耕運機を購入予 定のため、農業経験が無いとしても、営農計画書に記載の耕作管理は十分可 能と考えられます。</p> <p>これらのことから、農地法第3条第2項各号に定められております許可要件 はすべて満たしていると思われまます。</p> <p>以上でございます。よろしくをお願いいたします。</p>
会長	<p>関係委員さんの調査報告をお願いします。</p>
〇番委員	<p>農地は数年放置されているよう難しい状態であったが、譲受人に耕作の強い 意志があるため、問題ないと思います。</p>

会長	<p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手）</p> <p>挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして、ナンバー34号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ナンバー34号でございます。〇〇から〇〇に参ります3条の所有権移転（売買）でございます。</p> <p>譲受人は、自宅付近の農地を譲り受けるものです。 譲受人は農業経験が無いため、営農計画書の提出があります。農業には、同居している家族と従事し、取得後は果樹や野菜を栽培予定です。農機具は保有していませんが耕運機と草刈り機を購入予定のため、農業経験が無いとしても、営農計画書に記載の耕作管理は十分可能だと考えられます。 これらのことから、農地法第3条第2項各号に定められております許可要件はすべて満たしていると思われます。 以上でございます。よろしく願いいたします。</p>
会長	<p>関係委員さんの調査報告をお願いします。</p>
〇番委員	<p>事務局の説明のとおり問題ありません。</p>
会長	<p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手）</p> <p>挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして、ナンバー35号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ナンバー35号でございます。〇〇から〇〇に参ります3条の所有権移転（贈与）でございます。</p> <p>譲渡人と譲受人は夫婦関係であり、譲渡人である夫は、譲受人である妻に申請地を生前贈与するものです。 譲受人は、長年の農業経験を有し、農機具も保有しています。申請地には、駐車場や農業用倉庫がありますが、29条の届出が提出されています。これまでも譲渡人とともに申請地での農業に従事していたことから、申請地の耕作管理は十分可能と考えられます。 これらのことから、農地法第3条第2項各号に定められております許可要件はすべて満たしていると思われます。 以上でございます。よろしく願いいたします。</p>

会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
○番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして、「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」ナンバー13号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。
事務局	ナンバー13号でございます。〇〇から〇〇へ参ります、5条の所有権移転(売買)でございます。申請地は〇〇地区の畑〇筆、農地区分は第3種農地、転用目的は一般住宅でございます。 譲受人は申請地を転用し、自己用住宅にしたいとのことです。第3種農地であり許可妥当と思われます。 周囲の影響につきまして、申請地と隣接地の境界部分にブロック擁壁を設置するとのことで、土砂の流出はないと思われます。雨水排水及び生活雑排水につきましては、擁壁内周に排水路及び塩ビ柵を設け、既存排水路に接続するとのことで、問題ないと思われます。また、予定建築物は高さ8m程度であり、周囲に農地もないことから、日照・通風等への影響もないと思われます。 以上でございます。よろしく申し上げます。
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
○番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして、報告第19号「農地法施行規則該当転用届について」、報告第20号「農作業等受委託契約書の受理について」、報告第21号「解約証書の受理について」ですが、関係委員の皆さまには、今後の農地の活用について、ご指導のほどよろしくお願いいたします。 以上で議案としては終わりました。その他の案件で、事務局から何かございますか。
事務局	(1) 次回農業委員会 10月8日(火)午前9時30分から 笠岡市役所本庁 3階 第一会議室

(2) その他

- ・次回申請書締切日 9月20日(金), 議案発送日 9月27日(金)
- ・農業委員会活動上の注意喚起について

それでは, 以上で本日の農業委員会は閉会いたします。皆さまどうもありがとうございました。